

よくあるご質問

Q1 どのような施設が補助の対象となりますか？

A1 国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた保険医療機関（医科、歯科）、保険薬局が補助の対象となります。

Q2 既に国の補助金の交付決定を受けて、電子処方箋の運用を開始していますが、県補助金は申請できますか？

A2 既に電子処方箋管理サービスを導入して、国の補助金の交付決定を受けた施設であれば、県の補助金の申請は可能です。（特に国の補助金を受けた時期の遡及期限を設定しているものではありません。）

Q3 電子処方箋管理サービスの導入を完了し、これから ICT 基金の交付申請を行いますが、県補助金を同時に申請できますか？

A3 いいえ、同時には申請できません。県補助金の交付対象は、国の補助金の交付決定を受けた施設に限りますので、国の補助金の交付決定後に申請をお願いします。

Q4 申請時の補助対象事業区分は、「電子処方箋管理サービス（本体のみ導入）」、「追加機能」、「電子処方箋管理サービス+追加機能をセット導入」、どれを選択すればよいですか？

A4 国の補助金に申請した際に選択した区分と同じ区分で申請してください。国の補助金決定通知書の標題（タイトル）により見分けることができます。

Q5 県補助金の申請期限（令和 7 年 1 月 31 日）に間に合わせるためには、国の補助金は、いつまでに申請すればよいですか？

A5 国の補助金手続きに約2カ月程度の時間を要すると聞いています。早めにシステムベンダ等に導入をご相談ください。（申請期限後の申請は受け付けられませんのでご注意ください。）

Q6 県の補助金について、申請期限が延期される予定はないですか？

A6 県の補助金は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を財源としており、令和6年度の単年度事業であることから、申請期限を延長する予定はありません。

Q7 国の補助金について、事業者一括申請を行った場合に、県の補助金についても一括申請できますか？

A7 いいえ、県の補助金については一括では申請できません。対象施設ごと、国の補助金交付決定ごとに1件の申請としてください。

Q8 電子処方箋サービス導入後にかかるランニングコスト（メンテナンス費用を含む）も補助対象になりますか？

A8 電子処方箋サービス導入後にかかるランニングコスト（メンテナンス費用を含む）は、補助対象外となります。

Q9 県の補助金の交付条件として施設が行うべき取組がありますか？

A9 電子処方箋対応施設であることについて、

- ・医療機能情報提供制度における医療情報ネットで公表されるための手続を行ってください。
- ・施設内の掲示、ホームページ等への掲載により周知してください。

<参考>

○ 電子処方箋とはなにか？

電子処方箋とは、電子的に処方箋の運用を行う仕組みであるほか、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬のチェックなどを行えるようになります。

○ 運用開始に向けてどのような準備が必要か？

電子処方箋の概要及び運用開始に向けての情報は、以下のページを御参照ください。

■ 電子処方箋（医療機関・薬局向け）（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

■ 電子処方箋 運用開始に向けて役立つ資料（PDF）（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001076297.pdf>

（概要案内やメリット説明動画、運用マニュアル、準備作業の手引等のリンク集）